

## 公募型プロポーザル方式等提案業者募集要項

### 1 業務概要

- 1-1 業務名 新庁舎情報ネットワーク構築にかかる基本・実施設計およびプロジェクト管理業務
- 1-2 業務場所 守山市役所他
- 1-3 履行期間 契約締結日から令和4年12月25日まで
- 1-4 業務内容

守山市の新庁舎整備に伴う新しい情報ネットワーク等の構築のため、次の業務を行う。詳細は、別冊「新庁舎ネットワーク構築にかかる基本・実施設計およびプロジェクト管理業務 業務仕様書（以下、「業務仕様書」。）」他のおり。

(1) 基本・実施設計	令和3年3月から令和3月12月（予定）
(2) プロジェクト管理	令和3年3月から令和4年12月（予定）

### 2-1 参加資格・選定条件

本募集による受託者の選定に参加することができる者（以下「参加者」という。）は、以下の参加資格要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続または再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定または再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

- (4) 令和2年度守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録され、108「電算処理関係」を希望し、「①システム開発」、「③インターネット・IT関連業務」および「④保守サービス」のすべてを取扱内容としている者
- (5) 参加申込書の提出時において、本市の指名停止を受けていないこと。
- (6) 参加申込後、請負業者決定までの間においても参加資格条件を満たすこと。
- (7) 平成27年4月1日以降、人口7万人以上の自治体において、行政ネットワークの導入・運用の実績を有すること。
- (8) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークまたはISMSの認定を受けており、定期的に更新がされていること。
- (9) 情報処理安全確保支援士（旧情報セキュリティスペシャリスト）の資格を有する者を、本業務実施のセキュリティ責任者として参画させること。
- (10) 高度情報処理技術者（プロジェクトマネージャー、ネットワークスペシャリスト）および情報処理技術者（応用情報技術者）の資格を有する者を、本業務実施に参画させること。

## 2-2 構築業務の規模等

本業務による実施設計等を基に、市は、「(仮)新庁舎ネットワーク構築業務（以下、「構築業務」。）を発注する。ただし、構築業務に係る予算案が守山市議会において議決された場合に限る。

- (1) 構築業務の期間（予定） 令和5年1月から令和5年9月末
- (2) 構築業務の費用（概算） 金200,000,000円（税込み）
- (3) 構築業務に含まれるもの（予定）

詳細は「業務仕様書」「(参考)新庁舎ネットワーク等構築スケジュール等概要図」  
他のとおり

①ネットワーク構築	行政等ネットワーク基盤（幹線ネットワーク、支線ネットワーク、ネットワーク等機器、所属（島）の配線、無線アクセスポイント、サーバ室設備、各フロアEPS内設備、UPS他）、議員用ネットワークの配線、フリーWi-Fi用ネットワークの配線、など
②防災会議システム	防災会議室機器、専用システム、など
③窓口等	デジタルサイネージ、待合呼出し、登退庁表示、など
④移転・並行稼働	既存サーバ引越し、並行稼働に係る仮設、など
⑤その他提案によるもの	
※上記①～⑤であっても、必要に応じて、機器は賃貸借契約する場合がある。	

- (4) 構築業務に含まない機器（予定。電話設備、複合機、等）の導入については、別途賃貸借契約（三者間契約も可）を予定。導入機器の決定後に、リース入札を実施し、

リース会社の選定を行う。

(5) 構築後のシステム等利用料は、別途契約を予定。ただし、利用料に係る予算案が守山市議会において議決された場合に限る。

(6) 構築後の保守は、別途契約を予定。ただし、保守に係る予算案が守山市議会において議決された場合に限る。

### 3 参加申込みおよび受付け等

詳細は別冊「実施要項」のとおり

(1) 参加申込みおよび受付けの方法（次の書類を、持参または郵送等により提出。）

①公募型プロポーザル参加申込書	公募様式 1
②実績のわかる書類	提案様式 B（業務実績表） 提案様式 C（業務従事者実績表）
③認定または資格のわかる書類	<input type="checkbox"/> プライバシーマークまたは I S M S 認定取得証明書の写し <input type="checkbox"/> 各資格を有する者 登録証または合格証書の写し

(2) 受付場所 守山市 総合政策部 情報政策課

(3) 受付期間 令和 3 年 2 月 19 日（金）から令和 3 年 3 月 5 日（金）まで

(4) 参加申込み後の辞退については、任意書式により辞退届を提出すること。

(5) 参加者の決定

提出された申込書等を基に審査を行い、プロポーザルに参加できる者を決定する。

その結果を令和 3 年 3 月 5 日（金）目途に、参加申込みした者に書面および電子メールにより通知する。

### 4 プロポーザル方式等の実施概要

詳細は別冊「実施要項」のとおり

4-1 提案時期 令和 3 年 3 月 19 日（金）まで

4-2 提案書の提出および受付け

(1) 別冊「業務仕様書」「新庁舎ネットワーク構築にかかる基本・実施設計およびプロジェクト管理業務に係る審査基準」「提案書への記載項目および配点表」等に基づき提案すること。

(2) 提案書の様式および部数

・提案書（提案様式 A）：13 部（正本 1 部、他副本とする。）

「審査基準」「記載項目」の順に作成すること。

・法人業務実績表（提案様式 B）：1 部

・業務従事者実績表（提案様式 C）：1 部

・業務の見積書 (提案様式D) : 1部

- (3) 提出方法 持参による。(郵送等は不可)
- (4) 提出期限 令和3年3月19日(金)午後5時
- (5) 提出場所 守山市 総合政策部 情報政策課
- (6) プロポーザル方式の実施

実施当日は、審査員に対して、提案書についてプレゼンテーションをすること。

その際、提案書概要についてパワーポイントを用いて説明すること。

※現時点では、パソコンは持込みを想定。モニター等は市で準備します。

(7) 注意事項

- ・提出期限に遅れたものは、提出がなかったとみなし失格とする。
- ・提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

5 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市 総合政策部 情報政策課 吉原、大角

電話 077(582)1124、FAX077(583)9444、メール johosystem@city.moriyama.lg.jp